

令和3年度大田区

市民後見人

募集説明会



◇大田区で市民後見人としての活動を希望される方は、
こちらの募集説明会への参加が必要となります！（詳細は裏面参照）
※受講にかかる費用(受講料、テキスト代など)は無料です。

日時：11月5日（金） 14:00～15:30

会場：大田区立消費者生活センター第六集会室（蒲田5-13-26）

市民後見人とは？

弁護士・司法書士・社会福祉士などの資格はもたないものの、必要な知識・姿勢を身につけたうえで、社会貢献精神に基づき、成年後見業務を行う一般の方です。

活動内容の例として、被後見人ご本人の生活する施設などを訪問して体調や様子を確認するほか、預貯金の払戻しや支払い等の財産管理を行います。

大田区で市民後見人として活動するには？

基礎講習で必要な知識を身につけた後、1年間の実務実習（訪問や事務処理など）を行っていただきます。また、実習と並行して、より具体的な内容の応用講習を受講していただき、翌年以降正式に後見人として家庭裁判所から選任された後、活動がスタートとなります。（実務実習及び応用講習については開催時期や方法、カリキュラムにつき新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、見直す可能性がありますことを予めご了承ください。）



11月5日

令和4年1月～

令和4年4月～（1年間）

募集説明会

選考

基礎講習

応用講習

実務実習

後見人
就任



FAX 03-5744-1520

「市民後見人養成講習受講者募集説明会」参加申込書

氏名	ふりがな	性別	男・女	年齢	歳	
住所	大田区内 ・ 区外 ()	電話				

◇ 募集説明会ご案内

日時：令和3年 11月5日(金) 14:00~15:30

会場：大田区立消費者生活センター 第六集会室 (※右図参照)

大田区蒲田5-13-26

内容：① 講義『市民後見人の役割とは』

講師：松井 秀樹 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート元理事長
社会福祉法人大田区社会福祉協議会市民後見活動推進部会員)

② 区内で実際に活動している市民後見人による活動紹介

③ 養成講習の内容および応募方法について

申込方法：電話またはFAXでお申込みください。

※この用紙をご利用ください。



◇ 市民後見人養成講習受講対象

⇒ 以下のすべてを満たす方

- ① 右記「養成基礎講習」の全日程に参加できる方
- ② 区内で成年後見業務を行う意思のある方
- ③ 令和4年4月1日時点で64歳以下の方

応募方法等の詳細は、説明会でお知らせします。
※説明会と選考を経て講習に参加していただきます。



< 養成基礎講習日程 >

	日	時	講義内容 (予定)
①	令和4年 1月14日(金)	13:00~17:00	オリエンテーション 成年後見制度の概要
②	1月21日(金)	11:00~16:00	支援の基本的な視点 支援のための法律知識
③	1月28日(金)	12:30~16:45	障がいの理解
④	2月4日(金)	10:30~16:00	本人を支える制度と社会 資源 (身上保護を含む)
⑤	2月18日(金)	13:00~16:45	コミュニケーション演習 ケーススタディ
⑥	2月25日(金)	9:00~15:45	後見人としての対応演習 社会貢献型後見人活動報告 効果測定

※基礎講習終了後、応用講習・実務実習(1年間)があります。[会場：大田区社会福祉センター他]

※講習(基礎・応用)及び実務実習は、大田区社会福祉協議会が実施します。

※この講習は、特別な資格の取得を目的としたものではありません。

問合せ
申込先

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

大田区福祉部福祉管理課 調整担当 鈴木・川口

TEL (03) 5744-1244 FAX (03) 5744-1520